

## 居住支援協議会伴走支援プロジェクトについて

麻生 将史

関東地方整備局 建政部 住宅整備課 (〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1)

### 1. はじめに

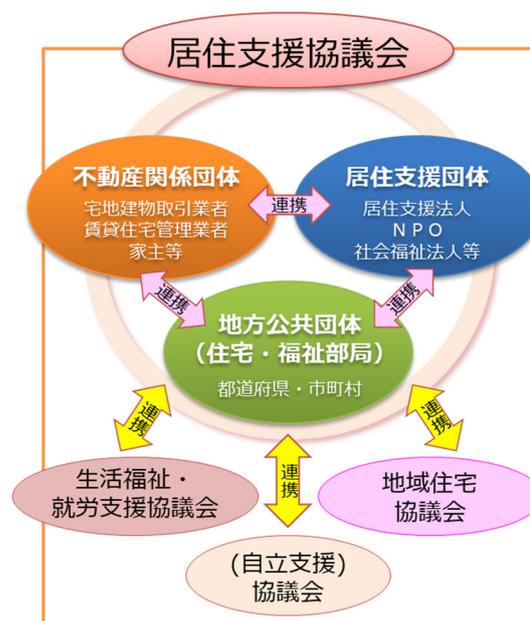
我が国では、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者等の住宅の確保に配慮が必要な方（以下、「住宅確保要配慮者」という。）が今後も増加することが想定されている。しかし、総人口が減少する中で住宅セーフティネットの根幹である公営住宅（住宅に困窮する低所得者向けに整備された住宅）については大幅な増加が見込めない状況にある一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用するために、新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートすることになった。この新たな住宅セーフティネット制度は、3つの大きな柱（①住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度、②住宅確保要配慮者に対する居住支援、③国と地方公共団体による経済的支援）から成り立っており、居住支援協議会伴走支援プロジェクトはそのうちのひとつ住宅確保要配慮者に対する居住支援に関連するものである。

#### 1. 1 居住支援

住宅確保要配慮者の多くは、住宅に困っているだけでなく、生活困窮、あるいは社会的孤立等、福祉が中心となって対応する生活支援等の問題を多く抱えている。このため、居住支援は住宅確保要配慮者に対して適切な住まいを提供する入居支援と、入居後に必要な生活支援とをワンセットの概念として、住宅部局と福祉部局が協力し合い居住支援に取り組む必要がある。

## 1. 2 居住支援と居住支援協議会

先に居住支援について説明したが、地域での居住支援活動において、重要な役割を果たす主体が、居住支援協議会（右図－1 参照）である。居住支援協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、地方公共団体の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体など、住宅と福祉、そして行政と民間が一体となって設立する協議会である。協議会員等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものである。



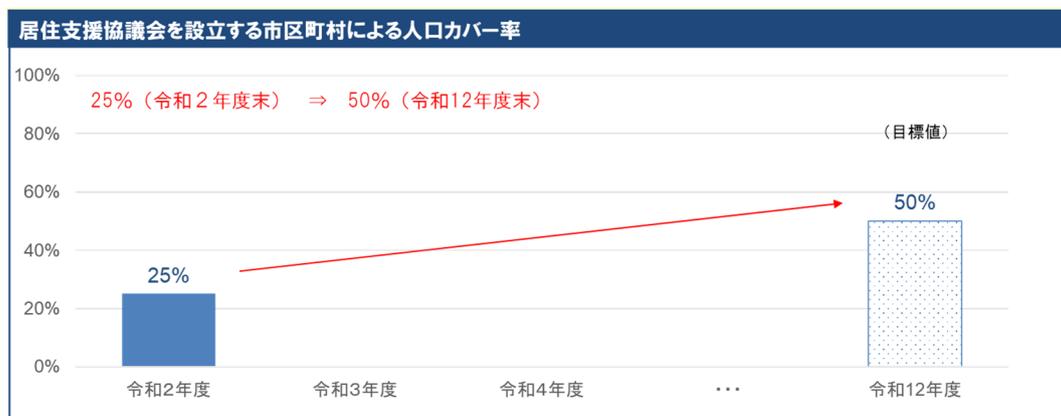
図－1：居住支援協議会（イメージ）

## 2. 居住支援協議会の現状

居住支援協議会については、すべての都道府県で設立されている一方、市区町村での設立は 64 協議会の設立にとどまっております。また、居住支援協議会のなかには、活動が低調なところも存在するとの指摘がある。

### 2. 1 市区町村での居住支援協議会の設立を促すための目標値の策定

多様な住宅確保要配慮者の居住支援には、市区町村レベルでそれぞれの特性に応じた多様かつきめ細かな対応が必要であるとして、住生活基本計画（令和 3 年 3 月閣議決定）において、居住支援協議会に関する新たな居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を【25%（令和 2）→50%（令和 12）】とより多くの人口をカバーできるようにすることが成果指標として策定された。



（出典：平成27年 総務省「国勢調査」）

図－2：居住支援協議会を設立する市区町村による  
居住支援協議会の人口カバー率

## 2. 2 居住支援協議会伴走支援プロジェクトについて

居住支援協議会の設立が住生活基本計画の成果指標として策定されたことにより、居住支援協議会設立の必要性は示されたが、居住支援協議会をどのように始めていけば良いのか等の問題を抱え困っている地方公共団体をサポートするため、国土交通省では「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」事業を立ち上げ、協議会設立に意欲がある地方公共団体に向けてプロジェクトの内容を説明し参加団体を募り、ハンズオン支援を実施するものである。（次ページ表－1 居住支援伴走支援プロジェクトの概要参照）

伴走支援プロジェクトでは、他の地方公共団体での居住支援協議会の活動事例の紹介や有識者の講演等を行い、住宅部局、福祉部局及び住宅・不動産関係団体にも参加していただき、居住支援についての知識を深め、関係者同士がよりよい関係を築けるようにフォローを行っている。

表－1：居住支援伴走支援プロジェクトの概要

|                  | 応募主体   | 支援内容   |
|------------------|--|--|
| 設立部門<br>(①行政主導型) | <b>市区町村</b><br>※住宅部局又は福祉部局のいずれか<br>一方でも連名でも応募可能。<br>※都道府県との連名も可能。    | ○国土交通省職員、厚生労働省職員、<br>有識者等の派遣<br>(勉強会の講師、関係者との調整等)<br>○課題の相談及びアドバイス |
| 設立部門<br>(②官民共同型) | <b>市区町村と居住支援法人の連名</b><br>※両者連名が必要であり、いずれか<br>一方は不可。<br>※都道府県との連名も可能。 | ○制度や他の協議会の事例、マニュアル、<br>パンフレット等の情報提供<br>○第1線で活動されている行政職員や<br>実務者の紹介 |
| 活性化部門            | <b>居住支援協議会</b><br>※都道府県、市区町村どちらも応募可能。                                | ※新型コロナウイルス等の状況に応じて、<br>オンラインと対面を併用して支援。                            |

## 3. 関東地方整備局の居住支援協議会伴走支援プロジェクトの活動状況について

居住支援協議会の設立促進・活動の活性化を図るため、

- ・居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られていない。
- ・関係者の合意は得られているがどうやって設立すればよいか分からない。

といった問題を抱えている地方公共団体等が存在している。

関東地方整備局管内では、現在5つの地方公共団体が伴走支援プロジェクトにエントリーしており、各々の地方公共団体ごとに自分たちに合った居住支援協議会が設立出来るよう、他の地方公共団体の活動事例の発表や有識者による居住支援協議会についての講義、関係団体を招いての意見交換会・勉強会等を通じ、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し協力し合える居住支援協議会になるように、人間関係の構築や活動事例の提供等のサポートを行っている。

### 3. 1 居住支援協議会伴走支援プロジェクトによる効果

伴走支援プロジェクトを利用し、居住支援協議会を設立した事業主体からは、

- ・設立前には支援が行き届かなかった方々に、支援が行き届くようになった。
  - ・福祉関係者や不動産事業者の知り合いが増え、問題解決するための相談先が増えた。
- といった報告があり、伴走支援プロジェクトにより設立された居住支援協議会は活発に活動している。

### 4. 今後の課題について

- ・居住支援協議会の設立当初は見知った仲だったメンバーも年数が経つにつれて関係が薄れてしまう可能性がある為、伴走支援プロジェクト終了後においても、長期間維持できる協議会の維持に向けて支援を続けていく必要がある。
- ・居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の安定確保を図るために、不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体が連携する場として、今後さらに重要になってくると考えられ、住宅確保要配慮者をサポートするために、居住支援協議会が活発に活動できるよう今後もサポートを続ける必要がある。
- ・令和4年度当課では、居住支援に係る経済的支援等に係る地方公共団体向けの手引きを作成することとしており、伴走支援プロジェクトと併せて地方公共団体の取組が進むよう努める。

### 5. まとめ

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、それぞれの人の実情に応じた「適切な住まい」と「必要な環境」が欠かせない。居住支援は、地域に存在する様々な資源を繋ぎ合わせ、「適切な住まい」と「必要な生活支援」について、それぞれの人の生活寄り添った対応を行う事であると考ええる。

協議会設立はゴールではなく、課題解決に向けたネットワーク形成のため有効な手段がある。伴走支援プロジェクトで設立された居住支援協議会の中には、その後の伴走支援プロジェクトに参加し、自らの設立までの経験を発表し、積極的に協力をしてくれる事業主体もあり、今後このような居住支援協議会同士の繋がりにより、お互いの悩み事を相談し合えるような関係を構築するのも良いと考えられる。

高齢社会の進展等の要因によって、ますますニーズが高まる居住支援に対して、官民連携による居住支援体制の構築を進めていきたい。